平成２８年（フ）第９４号
北海道苫小牧市字勇払13番地の30
債務者　和嶋紗弥華
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１０２号
北海道苫小牧市字植苗129番地の25
債務者　菊地　泰二
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１０５号
北海道苫小牧市白金町２丁目３番１号　フレグランス304
債務者　圓子　真理
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第４１７号
仙台市太白区八木山弥生町20番２号　ぱんぷきん八木山弥生町201、従前の住所仙台市太白区西多賀３丁目５番23―308号
債務者　佐々　智美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
福島県南相馬市鹿島区南柚木字相馬清水181―１　安藤間ＪＶ相馬清水宿舎Ｃ棟201、住民票上の住所大阪市大正区南恩加島３丁目10番22号
債務者　小西　政直
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第４９号
茨城県潮来市日の出１丁目25番地３　県営浪逆アパート９―204
債務者　堀越　直美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１１０号
茨城県古河市諸川1443番地11
債務者　晴山　久幸
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１１４号
茨城県下妻市今泉147番地１　グランシード樹里Ｃ棟101号室
債務者　岩田　清孝
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１１８号
茨城県筑西市甲802番地１　大吉マンション202
債務者　永盛　順子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５８号
群馬県桐生市広沢町３丁目4085番地
債務者　木暮　夕子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第８０１号
千葉市美浜区幸町２丁目13番５棟308号
債務者　山田　慈己
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８３８号
千葉県船橋市松が丘４丁目36番13号　唐沢アパート201号
債務者　佐藤　光雄
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１７４号
千葉県印旛郡栄町安食３丁目12番地38（エクセル安食Ｃ―202）
債務者　下山真由美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１７号
富山県魚津市長引野306番地
債務者　畠山あゆみ
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第２２４号
山梨県甲州市塩山上於曽1951番地
債務者　廣瀬　和人
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
岐阜県羽島市小熊町西小熊2924番地８
債務者　安藤　定子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２１５号
岐阜市本郷町７丁目13番地１　（第３丸喜ビル　501号室）、前住所岐阜市日野北２丁目４番６号　（ＳＵＮＳＵＮ館うかい大橋　202号室）
債務者　清水　順子（旧姓横澤）
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
岐阜地方裁判所